

島根県の対応

島根県対策本部決定

県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和3年11月25日から当面の間とする。

1. 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えること。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症

「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、こうした店舗を利用すること。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

5. 感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

6. イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(CO CO A)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

8. 事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSで

の誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が
発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

島根県の対応（令和3年11月25日島根県対策本部決定）

【令和3年11月25日以降のイベント等開催制限の目安について】

(1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和3年11月19日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和3年11月19日付け事務連絡）に基づき、令和3年11月25日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方がかつ収容率の上限を50%（大声あり）（注1）又は100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率	100%	大声なし100%、大声あり50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

(注1) 令和3年11月19日付け事務連絡により、「大声」を「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

(注2) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

(注3) 様式は別に定める。

(2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。

(3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。

(4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。

(5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和3年11月19日付け事務連絡を確認すること。